

横浜市保土ヶ谷区地域子育て支援拠点 運営法人選定委員会 評価指標

●評価基準 5:特に優れている 4:優れている 3:標準的な水準にある 2:やや劣っている 1:劣っている

●評価点数 = 評価 × 重要度

項目	基準	基礎点	重要度	評価	最高点	判断材料
1 基本的 事項	(1)子育て支援に 対する理 念、取り 組み状況	子育て支援への理念や取り組みが優れているか			(30)	提出書類 様式 II
		法人の子育て支援の理念や考え方	5・4・3・2・1	× 2	10	
		本市の子育て家庭のニーズや課題に関する考え方	5・4・3・2・1		10	
		子育て支援関連事業の経験・実績	5・4・3・2・1		10	
	(2)地域子育て支 援拠点運営理念	地域特性を踏まえた地域子育て支援拠点の運営理念が優れているか			(30)	様式 III- 1
		地域子育て支援拠点の運営理念	5・4・3・2・1	× 2	10	
		児童福祉法に基づいた社会福祉事業であることを踏まえた、拠点事業運営の考え方	5・4・3・2・1		10	
		区の地域特性、子育て環境、ニーズを踏まえた、拠点事業運営の考え方	5・4・3・2・1		10	
	(3)経営方針等	経営方針及び職員採用、育成に対する考え方が優れているか			(30)	様式 III- 2 III-3 III-4
		経営効率、費用対効果を高める取組についての考え方や計画	5・4・3・2・1	× 2	10	
		拠点の運営理念や事業計画を踏まえた、職員採用・配置の計画	5・4・3・2・1		10	
		職員の育成、研修体制についての考え方や計画	5・4・3・2・1		10	
2 事業計 画	(1)親子の居場所 について	居場所の場づくり、子育て支援ニーズの把握、また、交流促進等に対する考え方が優れているか			(25)	様式 III- 5(1) III-6
		利用者を温かく迎え入れる場づくり	5・4・3・2・1	× 1	5	
		多様な世代、性別等の養育者と子どもが訪れる場づくり	5・4・3・2・1		5	
		養育者と子どものニーズ把握のための工夫	5・4・3・2・1		5	
		親自身が親として育ち、また子どもが育つ場としての環境づくり等	5・4・3・2・1		5	
		「事業評価シート」及び「保土ヶ谷区地域子育て支援拠点『こっころ』の次期5か年運営に求める姿」を踏まえて、実施する計画が優れている。	5・4・3・2・1		5	
	(2)子育て相談に ついて	子育て相談に関する考え方が優れているか			(25)	様式 III- 5(2) III-6
		気軽に育児に関する相談ができるよう実施方法	5・4・3・2・1	× 1	5	
		養育者の相談内容に応じた、関係機関との連携、継続した支援についての考え方	5・4・3・2・1		5	
		相談におけるプライバシーへの配慮についての考え方	5・4・3・2・1		5	
		子育て相談における職員の役割や相談対応にあたっての基本姿勢についての考え方	5・4・3・2・1		5	
		「事業評価シート」及び「保土ヶ谷区地域子育て支援拠点『こっころ』の次期5か年運営に求める姿」を踏まえて、実施する計画が優れている。	5・4・3・2・1		5	
	(3)子育てに關す る情報の収集及 び提供について	子育てに関する情報の収集及び提供についての考え方が優れているか			(20)	様式 III- 5(3) III-6
		区内の子育てや子育て支援に関する情報を集約・提供するための方法	5・4・3・2・1	× 1	5	
		子育てや子育て支援に関する情報の集約・提供の拠点であることを、区民に認知してもらうための方法	5・4・3・2・1		5	
		拠点の情報収集、発信の仕組みに、養育者や担い手が積極的に関わるための方 法	5・4・3・2・1		5	
		「事業評価シート」及び「保土ヶ谷区地域子育て支援拠点『こっころ』の次期5か年運営に求める姿」を踏まえて、実施する計画が優れている。	5・4・3・2・1		5	
	(4)地域団体等と の連携・交流につ いて	子育てに関する支援活動を行う人・組織等との連携・交流に関する考え方 が具体的であり、優れているか			(20)	様式 III- 5(4) III-6
		子育てに関する支援活動を行う人・組織等との連携	5・4・3・2・1	× 1	5	
		ネットワークを活かして、地域の情報を収集するための方法	5・4・3・2・1		5	
		ネットワークを活かして、利用者を地域へつないでいくための方法	5・4・3・2・1		5	
		「事業評価シート」及び「保土ヶ谷区地域子育て支援拠点『こっころ』の次期5か年運営に求める姿」を踏まえて、実施する計画が優れている。	5・4・3・2・1		5	

項目	基準	基礎点	重要度	評価	最高点	判断材料
2 事業計画	子育て支援人材の育成等に関する考え方が優れているか				(30)	様式 III-5(5) III-6
	地域の子育て支援活動を活性化するための方法、工夫	5・4・3・2・1	× 1		5	
	あらたな子育て支援人材の発掘・育成等に関する考え方、方法	5・4・3・2・1			5	
	地域で子育て支援に関わる人のスキル向上のための支援に関する考え方、方法	5・4・3・2・1			5	
	子育て家庭を温かく見守る地域全体での雰囲気作りの取組	5・4・3・2・1			5	
	妊娠期の方やそのパートナー、学生に対しての、子育てについて考え学び合う機会づくりについての考え方、方法	5・4・3・2・1			5	
	「事業評価シート」及び「保土ヶ谷区地域子育て支援拠点『こっころ』の次期5か年運営に求める姿」を踏まえて、実施する計画が優れている。	5・4・3・2・1			5	
(6)地域の中での預け預かりあいの促進について	地域の中での預け預かりあい等に関する考え方が優れているか				(25)	様式 III-5(6) III-6
	子育てサポートシステムに、多くの地域の人や養育者が参画を得る方法、工夫	5・4・3・2・1	× 1		5	
	会員が安心・安全な活動を行えるように、コーディネーターが果たすべき役割についての考え方	5・4・3・2・1			5	
	相談内容に応じて、子育て相談及び他機関等の情報を提供し、必要な支援につなげるための考え方、方法	5・4・3・2・1			5	
	会員の活動継続を支えるための研修会や交流会等の方法、工夫	5・4・3・2・1			5	
	「事業評価シート」及び「保土ヶ谷区地域子育て支援拠点『こっころ』の次期5か年運営に求める姿」を踏まえて、実施する計画が優れている。	5・4・3・2・1			5	
	子育て家庭のニーズに応じた施設・事業等の利用の支援に関する考え方				(25)	
(7)利用者支援事業について	子育て家庭のニーズに応じた施設・事業等の利用の支援に関する考え方				(25)	様式 III-5(7) III-6
	利用者支援事業を区民や関係機関に広く周知する方法や気軽に利用できるための工夫	5・4・3・2・1	× 1		5	
	個別相談対応における姿勢・養育者等への適切な支援についての考え方、対応方法	5・4・3・2・1			5	
	関係機関及び地域の社会資源との協働の関係づくりについて、拠点の他の機能を活用した取組	5・4・3・2・1			5	
	利用者支援の専任職員に求められる資質についての考え方	5・4・3・2・1			5	
	「事業評価シート」及び「保土ヶ谷区地域子育て支援拠点『こっころ』の次期5か年運営に求める姿」を踏まえて、実施する計画が優れている。	5・4・3・2・1			5	
	「事業評価シート」及び「保土ヶ谷区地域子育て支援拠点『こっころ』の次期5か年運営に求める姿」を踏まえて、実施する計画が優れている。	5・4・3・2・1			5	
3 管理運営	区役所との協働、利用者意見の把握、個人情報保護管理、リスクマネジメントの考え方				(40)	様式 III-7 III-5①の5
	区役所との協働、連携に対する考え方	5・4・3・2・1	× 2		10	
	利用者意見、要望の把握、対応方法	5・4・3・2・1			10	
	個人情報保護等情報管理についての計画	5・4・3・2・1			10	
	事故防止等のリスクマネジメントについての計画	5・4・3・2・1			10	
4 財務状況等【事務局評価】	財務分析結果が36点以上である	8	× 2	16	財務分析結果	
	財務分析結果が28点以上36点未満である	5				
	財務分析結果が20点以上28点未満である	3				
	財務分析結果が20点未満である	0				
(2)ワークライフバランスに関する取組	①従業員101人未満であり、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画が策定されている(※計画期間内であること)	いずれかに該当する場合は1点加点	2点加点	8	提出書類	
	②従業員101人未満であり、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画が策定されている(※計画期間内であること)	いずれかに該当する場合は1点加点				
	③次世代育成支援対策推進法による認定(くるみん、プラチナくるみん)がされている					
	④女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定(えるぼし)がされている					
	⑤青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定がされている					
	⑥よこはまグッドバランス賞の認定がされている(※認定期間(1/1~12/31)内であること)	いずれかに該当する場合は2点加点				
	⑦従業員43.5人以上であり、障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.3%を達成している。					
(3)障害者雇用に関する取組	⑧従業員43.5人未満であり、障害者(1週間の所定雇用時間が20時間以上で、1年以上継続して雇用される者(見込みを含む))を1人以上雇用している。	いずれかに該当する場合は2点加点	1点加点	1		
	⑨健康経営銘柄、健康経営優良法人(大規模法人・中小規模法人)の取得、又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証を受けている。	いずれかに該当する場合は1点加点				
		合計		325		
		事務局評価を除く合計		300		